

最高裁人能B第000472号

(人い-07)

平成21年2月9日

最高裁判所事務総局局課 殿
司法研修所長 殿
裁判所職員総合研修所長 殿
最高裁判所図書館長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 大谷直人

最高裁判所に勤務する永年勤続者の表彰における被表彰者
の決定方法について（通達）

平成21年2月2日付け最高裁人能A第000300号事務総長依命通達「永年勤続者の表彰について」（以下「依命通達」という。）記2の(3)で定める標記の決定方法について、下記のとおり定めましたから、これによってください。

記

1 表彰候補者の報告

(1) 報告方法

最高裁判所事務総局局課長、司法研修所長、裁判所職員総合研修所長及び最高裁判所図書館長（以下「局課長等」という。）は、最高裁判所長官表彰（以下「長官表彰」という。）及び所属長表彰（以下「総長表彰」という。）について、所属の職員で表彰の対象となる者を、表彰候補者名簿（別紙様式）及び人事記録写しを人事局能率課に提出する方法により報告する。

なお、表彰候補者名簿の提出後、その記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を同課に報告する。

(2) 報告期限

ア 長官表彰については、毎年1月31日とする。ただし、年度の途中に退職する者については、退職する日の3週間前とする（死亡による退職の場合は、職員が死亡した後、速やかに行う。）。

イ 総長表彰については、毎年7月31日とする。

2 承認の上申（依命通達記1の(5)のイ）

局課長等は、懲戒処分を受けた者を表彰の対象とする場合には、次の期限までに承認の上申をする。

(1) 最高裁判所長官表彰

ア 每年3月31日に退職する者については、その年の1月15日とする。

イ 年度の途中に退職する者については、退職する日の4週間前とする。ただし、死亡による退職の場合には、職員が死亡した後、速やかに行う。

(2) 総長表彰

毎年7月15日とする。

付 記

この通達は、平成21年4月1日から実施する。

付 記（平成28年3月24日最高裁人能第192号）

この通達は、平成28年4月1日から実施する。

(別紙様式)

- 最高裁判所長官表彰候補者名簿
 所属長表彰候補者名簿

(局課等名)

所 属	官 職		氏 名	ふりがな	年 齢	性 別	勤 続 年 月 数	退職予定年月日	処 分 歴	備 考
	官 名	職 名								
(記載例)										
○○局	裁判所事務官	審査官	甲野花子 (旧姓乙野)	こうの はなこ (おつの はなこ)	60	女	40.00	H28.3.31	H23.8.26 戒告 (速度違反)	

(最大能)

(記載上の留意点)

- 「名簿名」 該当する□を■と記載する。
- 「氏名」 旧姓を使用している場合は、括弧書きで旧姓を記載する。
- 「年齢」 及び「勤続年月数」 表彰の日現在で記載する。
- 「退職予定年月日」 所属長表彰の場合には、記載を要しない。
- 「処分歴」 懲戒処分を受けたことのある者については、その年月日、種類及び理由を記載する。
- 「備考」 特に留意すべき事項について、その内容を記載する。